

亀山市告示第13号

亀山市土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市土地改良事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市土地改良事業補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補助金の額等)</p> <p>第5条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>定める額</u>とする。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p>(2) 前号に掲げる土地改良事業以外のもの <u>次に掲げる額</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に<u>掲げる額</u>とする。</p> <p>[ (1) 略 ]</p> <p>(2) 前号に掲げる土地改良事業以外のもの <u>当該土地改良事業に要する費用のうち、次に掲げる費用に相当する額（市から原材料の支給を受ける場合は、その額から当該支給に相当する額を控除して得た額）の合計額。ただし、1の事業（災害復旧事業を除く。以下この号において同じ。）</u></p>

ア 当該土地改良事業に要する費用のうち、次に掲げる費用に相当する額（市から原材料の支給を受ける場合は、その額から当該支給に相当する額を控除して得た額）の合計額。ただし、1の事業（災害復旧事業を除く。）につき100万円を限度とし、かつ、1の団体又は自治会が複数の事業を実施する場合は、1の団体又は自治会につき1の年度に200万円を限度とする。

(ア) 重機及び土砂等運搬車両の借上げ（オペレータ等を含む。）

(イ) 石工

(ウ) その他市長が特に必要と認めるもの

イ 当該土地改良事業に要する費用のうち、市道又は法定外公共物の形状を変更したことによる境界確定又は用途廃止に伴う次に掲げる費用（以下「境界確定等費用」という。）に相当する額に100分の80を乗じて得た額。ただし、

につき100万円を限度とし、かつ、1の団体又は自治会が複数の事業を実施する場合は、1の団体又は自治会につき1年度200万円を限度とする。

ア 重機及び土砂等運搬車両の借上げ（オペレータ等を含む。）

[ (ア) を加える。 ]

[ (イ) を加える。 ]

[ (ウ) を加える。 ]

イ 石工

当該額は、80万円を限度とする。

(ア) 調査業務（資料調査及び事前調査）

(イ) 表示登記申請（表題登記、分筆登記、地積更正、地目変更、地図訂正及び抵当権抹消）

(ウ) 図面作成（境界確定図、地積測量図、土地所在図及び地形図）

(エ) 書類作成（境界確認書、土地現地調査報告書等）

(オ) 登記調整（筆界確認立会調整、境界確認等）

(カ) その他市長が特に必要と認めるもの

[ウを削る。]

ウ その他市長が特に必要と認めるもの

[項を加える。]

2 境界確定等費用を対象とする補助金の交付は、1の年度につき1回を限度とする。

（事業採択申請書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助対象事業を施行するときは、前条第1項第1号に掲げる土地改良事業又は同項第2号に掲げる土地改良事業（市道又は法定外公共物の形状を変更するものを除く。）にあつては事業採択申請書（様式第1号）を、同号に掲げる土地改良事業（市道又は法定外公共物の形状を変更するものに

（事業採択申請書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、当該補助対象事業を施行するときは、あらかじめ事業採択申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

限る。) には事業採択申請書（  
用地）（様式第2号）をあらかじめ市  
長に提出しなければならない。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

別記様式を様式第1号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

# 事業採択申請書(用地)

年 月 日

亀山市長 様

申請者  
(団体等)

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

※本人(代表者)が署名しない場合は、記名押印してください。

亀山市 字 \_\_\_\_\_ 地内の農業用施設を下記の理由により登記手続を  
する必要があるので、市単土地改良事業として採択していただきたく申請します。

## 記

- 調査業務 資料調査・事前調査(登記事務、測量業務)
- 表示登記申請 登記(表題、分筆、地積更正、地目変更、地図訂正、抵当権抹消)
- 図面作成 境界確定図、地積測量図(分筆用)、土地所在図(表題登記用)、地形図
- 書類作成 境界確認書、土地現地調査報告書等
- 登記調整 筆界確認立会調整、境界確認等

関係者数・関係面積 \_\_\_\_\_ 人 ・ \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

施行希望年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※添付書類： 計画図面、公図、現況写真、位置図

附 則

この告示は、公表の日から施行する。